

入会及び退会に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本母性衛生学会（以下「この法人」という。）の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定め、会員の地位の安定を図ることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 定款第10条に規定する会員は、普通会员、賛助会員、功労会員、名誉会員の4種である。なお、普通会员は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する法律上の社員の権利を代議員たる会員と同様に本会に対し行使することができる。

(入会手続)

第3条 この法人の普通会员になろうとする者は、別に定めるところに従い、入会金及び当該年度の会費を添えて、所定の入会申込（書面または電子）を理事長宛に提出しなければならない。

2 この法人の賛助会員になろうとする者は、別に定めるところに従い、当該年度の会費を添えて、所定の入会申込（書面または電子）を理事長宛に提出しなければならない。

(名誉会員)

第4条 定款第10条の名誉会員の称号は、年齢満65歳以上の普通会员で、原則として次の各号の3以上の条件を満たす者について詮衡し、授与することができる。

(1) 母性衛生の進歩あるいは本会の発展に特に寄与した者。

(2) この法人の学術集会において顕著な業績のあった者。

(3) この法人の理事、監事に通算10年以上就任した者。

(4) この法人の理事長又は学術集会会長に就任した者。

2 理事は理由を付して名誉会員候補者を理事長に推薦し、理事長は理事会に諮り、社員総会の承認を得る。

3 名誉会員の称号は終身称号であり、授与に際してはこの法人から感謝状を贈呈する。

4 名誉会員は、理事長の求めに応じて理事会及び社員総会に出席して発言をすることができる。ただし、議決権は有しない。

(功労会員)

第5条 定款第10条の功労会員の称号は、年齢満65歳以上の普通会员で、次の各号のいずれかに該当する者について詮衡し、授与することができる。

(1) この法人の理事、監事に通算5年以上就任した者。

(2) この法人の代議員、幹事に通算10年以上就任した者。

- (3) この法人の発展に功労のあった者。
- 2 理事は理由を付して功労会員候補者を理事長に推薦し、理事長は理事会に諮り、社員総会の承認を得る。
 - 3 功労会員の称号は終身称号であり、授与に際してはこの法人から感謝状を贈呈する。
 - 4 功労会員は、理事長の求めに応じて社員総会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

(会員名簿)

第6条 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 入会金及び会費の金額及び納期に関する扱いについては、社員総会の決議により定める「会費等に関する規程」によるものとする。

(除名)

- 第8条 定款第15条に定める事由に該当するときは、社員総会において総代議員の半数以上であって、総代議員の3分の2以上の決議によって除名することができる。
- 2 会員の除名をするときは、理事長は理事会で審議し、社員総会の決議を経て決定する。

(退会)

- 第9条 会員が退会しようとするときは、所定の退会届に必要事項を記載し、署名の上、理事長に提出する。
- 2 前項の手続きを行うことで、会員はいつでも任意に退会できる。
 - 3 退会に際し、既納の入会金、会費は、いかなる理由があろうともこれを返還しない。

(改廃)

第10条 この規程を改正・廃止する場合には、社員総会の承認を受ける。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

付則 この規程は、本法人が公益認定される平成25年4月1日より施行する。

令和2年6月13日一部改正

令和8年6月27日一部改正